

## 官庁共通経費等に関する行政評価・監視結果に基づく勧告(要旨) —庁舎管理、官庁物品購入等を中心として—

勧告日：平成13年4月19日

勧告先：内閣府、宮内庁、国家公安委員会(警察庁)、  
防衛庁、金融庁、総務省、公正取引委員会、  
公害等調整委員会、法務省、外務省、財務省、  
文部科学省、厚生労働省、農林水産省、  
経済産業省、国土交通省、環境省

実施時期：平成12年4月～13年4月

### 行政評価・監視の背景事情

- 各府省とも、行政事務の遂行に当たって必要な庁舎の維持管理等、物品の購入等を実施
- 厳しい財政事情の下、各種施策の見直しと並び、各府省に共通する庁舎の維持管理等に係る経費や物品の購入等に係る経費の節減合理化が必要。このためには、競争契約の推進やまとめ買いの徹底等に一層積極的に取り組んでいくことが必要。また、大口需要者向け電力の小売自由化による事業者の新規参入や、電気通信事業者の料金競争を背景とした電話料金の各種割引制度の新設等を踏まえ、これら契約の見直しに取り組んでいくことが必要。  
なお、政府は、「行政コスト削減に関する取組方針—行政の効率化を目指して—」(平成11年4月27日)を閣議決定し、平成11年度から10年間にわたり行政コストの30パーセント削減に取り組むなど経費の節減・合理化を推進
- 各府省における庁舎の維持管理等、物品購入等業務の実施状況を調査し、関係業務運営の改善に資するために実施
- 調査対象機関： 内閣府、宮内庁、国家公安委員会(警察庁)、防衛庁、金融庁、総務省、公正取引委員会、公害等調整委員会、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省
- 担当部局： 行政評価局、管区行政評価局(7)、四国行政評価支局、沖縄行政評価事務所、行政評価事務所(19)

### 主な勧告事項

#### 1. 契約方式の見直し等

##### (1) 庁舎の維持管理等に係る契約の見直し

- 庁舎の維持管理等に係る契約において随意契約としているものの中に、契約の公正性及び経済性の一層の確保を図るため、一般競争契約とするなどの競争原理の導入の促進や、価格情報の収集等により契約金額の低減化を図る余地のあるものあり
  - 本来競争になじむ業務でありながら随意契約としているもの(業務委託により行うこととした当初には競争契約としていたものの、その後長期間随意契約としているもの(庁舎警備業務等)、他府省で競争契約としている業務を随意契約としているもの(消防設備点検業務等)等)(14府省15機関)
  - 予定価格が少額であるため随意契約としているが、見積合わせを行わずに契約していたり、他の業者における履行の可能性の検討や、価格情報等の収集など契約金額の節減に向けての努力が不十分であると認められるもの(3省4機関)

### <勧告要旨>

庁舎の維持管理等に係る契約の公正性及び経済性の一層の確保を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。

1. 契約の性質、内容等からみて競争になじむものでありながら随意契約としているものについては、競争契約とすることにより、契約金額の低減化を推進すること。  
(内閣府、宮内庁、金融庁、総務省、公正取引委員会、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省)
2. 予定価格が少額であるため随意契約としているものについては、見積合わせを的確に実施するとともに、他の業者における履行の可能性の検討や価格情報の収集などにより、契約金額の低減化を推進すること。  
(総務省、法務省、国土交通省)

### (2)物品調達契約の見直し

- 物品調達契約の中に、契約の公正性及び経済性の一層の確保を図るため、一般競争契約とする余地のあるものや、効率的かつ経済的な調達を徹底すること等により経費の節減を図る余地のあるものあり
  - 特定メーカーの特定製品を指定して、随意契約により調達しているもの(5府省23機関)
  - 正当な理由がないにもかかわらず、指名競争契約又は随意契約により調達しているもの(4省8機関)
  - 消耗品の調達において、割高となる純正品のみを調達していたり、割安となるまとめ買いを実施していない等のため、調達価格が高くなっているもの(11府省32機関)
  - 1契約当たりの調達数量をまとめる余地があり、これにより競争契約とすることが可能であるもの(8府省11機関)
  - 消耗品の調達における平成11年度の節減可能額は32機関において約 6,700万円

### <勧告要旨>

物品調達契約について、契約の公正性及び経済性の一層の確保を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。

1. 予決令に定める予定価格の上限を超えて、随意契約又は指名競争契約としているものについては、一般競争契約の採用を徹底すること。  
(内閣府、宮内庁、法務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省)
2. まとめ買いの徹底、調達品の品質の再検討等により効率的かつ経済的な調達を徹底し、経費の一層の節減に努めること。  
(内閣府、宮内庁、総務省、公正取引委員会、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省)

## 2. 契約内容の見直し等

### (1)電力供給に係る一般競争契約の導入及び下水道料金に係る減免制度の活用

#### ア 電力供給に係る一般競争契約の導入

- 各府省の電力供給契約は、現在、経済産業省の本省を除いて、一般電気事業者との随意契約となっているが、電力小売自由化により新規参入した特定規模電気事業者の今後の電力供給体制の整備に対応して、一般競争入札を実施することにより電力料金

の節減を図る余地のあるものあり

- 電力小売自由化の対象となる2万ボルト、2,000キロワット以上の規模で電力の供給を受けていて、一般競争入札を実施していないもの38庁舎

イ 下水道料金に係る減免制度の活用

- 空調用の冷却塔からの蒸発水のように、下水道へ流入しない分を計測し水道事業者に対して申請することにより、下水道料金の節減を図る余地のあるものあり
  - 申請を行い料金の減免を受けることにより、8庁舎において年間約 2,700万円の節減が可能

<勧告要旨>

光熱水料の一層の節減を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。

1. 大口需要者向けの電力小売自由化のメリットを最大限享受できるよう、電力供給契約に当たっては一般競争契約の導入を図ること。  
(防衛庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省)
2. 下水道料金の減免制度の活用を図ること。  
(内閣府、宮内庁、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省)

(2)電話料金に係る割引制度の活用等

○ 割引サービスの活用により料金の節減を図る余地のあるものあり

- 固定電話の通話料金において、各事業者の提供する大口割引サービス等を利用していないため、割高な通話料金を支払っているもの(17府省151機関)
- 携帯電話の利用の実態に即し、最も有利な契約となるよう見直しを行っていないこと等により、割高な料金を支払っているもの(16府省150機関)
- 割引サービスの活用による平成11年度の節減可能額は218機関において5,600万円(固定電話は約4,300万円、携帯電話は約1,300万円)

<勧告要旨>

電話料金の一層の節減を図る観点から、事業者が提供するサービス内容及び料金の新設・変更に係る情報収集に努め、適時適切に契約内容を見直す必要がある。

(内閣府、宮内庁、国家公安委員会(警察庁)、防衛庁、金融庁、総務省、公正取引委員会、公害等調整委員会、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省)

3. 契約に係る情報提供の充実

- 競争契約の効果を更に高めるため、特例政令(国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令)に基づく契約以外の一般競争契約の公告についても、インターネットを介したホームページ上で行うことが有益
  - ホームページ上で特例政令に基づく契約以外の一般競争入札に係る情報提供を行っていたのは4省のみ  
(注) 特例政令に基づく契約については、平成13年度からインターネットによる調達情報の提供が行われることとなっている

<勧告要旨>

事業者の利便向上、入札参加機会の拡大及び一層の競争性の確保を図る観点から、特例政令に基づく契約以外の一般競争入札に係る契約についてもホームページ上で入札の公告を行い、調達情報の提供の一層の充実を図る必要がある。  
(内閣府、宮内庁、国家公安委員会(警察庁)、防衛庁、金融庁、総務省、公正取引委員会、公害等調整委員会、法務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省)

#### 4. 経費節減の実効性を確保するための取組

- 各府省が全庁的な取り組みとして調達等における経費の節減を図ることが重要  
これらの取組を実効性のあるものとするため、電気等の使用量の抑制も含め、経常に経費節減を実行し得る仕組みを整備することが必要
  - 平成11年度の節減可能額は224機関において1億5,000万円(電話料金、下水道料金及び消耗品の調達に係るものの合計)
  - 地方公共団体の中に、実行計画に基づき、毎年度、電気使用量の抑制等、経費節減のために必要な点検を行う仕組みを整備している例あり

#### <勧告要旨>

「行政コスト削減に関する取組方針—行政の効率化を目指して—」を踏まえつつ、物品・役務等の調達方法の工夫や、光熱水料等の抑制等に計画的かつ継続的に取り組み、一層の経費節減を図る必要がある。これらの取組を実効性のあるものとするため、各府省は、節減のための取組内容、節減目標、節減状況の点検方法等を盛り込むなどした実施要領を策定し、これに基づき経費節減を着実に実行し得る仕組みを整備する必要がある。

(内閣府、宮内庁、国家公安委員会(警察庁)、防衛庁、金融庁、総務省、公正取引委員会、公害等調整委員会、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省)